

I 調査の概要

2008年漁業センサスの概要

1 漁業センサスの沿革

我が国漁業の基本構造の解明を目的として全国漁業者を対象とした全数調査は、昭和22年の「水産業基本調査」、昭和23年の「漁業権調査」があるが、「漁業センサス」という名称で実施されたのは、昭和24年3月の「第1次漁業センサス」が最初で、以後、昭和29年1月に「第2次漁業センサス」が実施された。「漁業センサス」という名称は用いなかったが昭和33年11月に「沿岸漁業臨時調査」が実施され、その調査以降「漁業センサス」は5年ごとに実施され、2008年漁業センサス^(注)は第12回目の実施にあたる。

注：前回(2003年)から調査実施年を示す西暦年を冠した呼称となった。

2 調査の目的

漁業の基本的生産構造、就業構造及び背後条件等を明らかにするとともに、水産行政諸施策の基礎資料の整備を目的とする。

3 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成15年5月20日付け農林水産省告示第776号）

4 調査の種類及び実施主体

調査の種類は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3種類からなり、そのうち、海面漁業調査の一部である漁業経営体調査（官公庁等は対象から除外）は都道府県が実施した。

その他の海面漁業調査（漁業管理組織調査（漁協関連組織以外は対象から除外）、海面漁業地域調査（地方公共団体、遊漁案内業者等は対象から除外））、内水面漁業調査（官公庁等は対象から除外）及び流通加工調査については、農林水産省の統計・情報センターが主体となり実施した。

5 調査の期日

平成20年11月1日

6 調査の範囲及び調査対象

海面に沿う市町を調査地域とし、漁業経営体を調査対象とした。

7 調査の系統

農林水産省一県一市町一調査員

8 調査の方法

自計申告調査を基本とした調査方法へ移行。ただし、漁業就業者の高齢化等を踏まえ、調査客体から面接聞き取り調査の申出があった場合には、引き続き統計調査員による面接聞き取り調査方法によることも可能とした。

9 調査事項

海面漁業調査

(1) 漁業経営体調査（個人経営体用）

世帯について、自家漁業に雇った人、漁船について、漁業経営について

(2) 漁業経営体調査（会社用）

事業所の概要、漁業従事者について、漁船について、漁業経営について、会社全体について

(3) 漁業経営体調査（漁業協同組合等用）

漁業の従事者について、漁船について、漁業経営について

(4) 漁業経営体調査（共同経営用）

共同経営について、漁業を行った人について、漁船について、漁業経営について

利用上の注意

1 統計表の表記

構成比については、小数点第2位で四捨五入しているため合計に一致しない場合がある。

また、本報告書の記載数値のうち、皆無もしくは該当数値のないものは「-」（バー）、数値が得られないもの（計算不能）は「…」、比較減を表わすものは「△」（マイナス）、表章単位に満たないものは「0.0」で表示した。

なお、調査客体数が少ない等の秘密保護数値は、「x」（エックス）で秘匿した。

2 その他

この報告書は農林水産省が2008年漁業センサスの全国の確報値としてまとめた中から神奈川県海面漁業調査の部分を抜粋したものです。本県の海面漁業調査の結果速報は平成21年8月に公表しておりますが、本報告書は結果概要を確報値とするとともに、掲載統計表を詳細なものとし、さらに地域等別統計表など、速報時より大幅に追加して掲載しております。

問い合わせ先

神奈川県総務部 統計課 事業所・工業統計班

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 (045)210-1111（代表） 内線3233～3235

(045)210-3233（直通）

URL 神奈川県ホームページ（統計情報）<http://www.pref.kanagawa.jp/menu/page/tokei.html>